

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

働き方改革推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成24年の就業構造基本調査によれば、本県の非正規雇用者の割合は39.6%（124万8千人）であり、全国平均を上回り、近県と比較しても高い水準にある。自ら希望して非正規雇用の職に就いている人もいるが、特に就職氷河期に就職した世代を含む25～44歳の働き盛り世代において、正規雇用の職がないため、やむを得ず非正規雇用の職に就いている「不本意非正規」の問題が生じている。非正規雇用者は賃金等の格差があるだけでなく、教育訓練を受ける機会も少なく、正規雇用就職に向けた能力開発等が十分に行えない。また、働き盛りの世代が不安定で収入も低い非正規雇用の職に止まっていると、個人の意欲と能力を仕事に生かすことができず、また、結婚等の人生設計が描けなかったり、高齢になった際に十分な額の年金が受給できなくなるなど、社会経済的にも大きな損失である。

一方、企業の側では、生産年齢の減少等による人手不足が深刻化し、非正規雇用者を正規雇用に転換することなどを含む人材の確保が課題となっており、この解決には非正規雇用者の処遇改善はじめ、正規・非正規の別なく誰もが働きがいを感じる職場づくりなど、就業環境・雇用管理の改善が必要となっている。

こうした課題を解決するため、県、国、経済団体、労働団体が連携して全県的な運動を展開することにより、非正規雇用者の正規雇用化を支援するとともに、正社員転換制度の導入や働き方改革の推進など、企業の体制整備を促進する必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

就職氷河期世代等の正規雇用を希望する不本意非正規雇用者が正規雇用の職に就けるよう、県、国（埼玉労働局）、経済団体、労働団体が連携して支援を行うことにより、こうした非正規雇用者が安定した職と収入を得て、結婚などの人生設計を行うことのできる社会を実現する。

併せて、正規雇用に就いた若者等が職場の就業環境や人間関係がよくない等の理由から早期に離職することが多くみられることを鑑み、長時間労働の是正や休暇の取得促進など、働き方改革に関する取組を推進し、企業の就業環境や雇用管理等を改善することで、正規雇用者の職場定着を支援するとともに、正規・非正規の別なく誰もが働きやすく働きがいのある職場づくりを進め、働く人すべてが職業生活と家庭生活を両立できる社会を実現する。

また、これらの取組を通じて、県内企業の人材確保や生産性向上を図り、埼玉県の持続的発展を実現する。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
非正規雇用から正規雇用等に転換した人数(人)	1,500	3,000	3,000	3,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)(社)	2,250	250	250	250
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合(%)	7.5	-0.3	-0.3	-0.4

	KPI増加分の累計
--	-----------

非正規雇用から正規雇用等に転換した人数（人）	9,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)（社）	750
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合（%）	-1.0

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

正規雇用を希望する不本意非正規雇用者が安定した職と収入を得て、結婚などの人生設計を行うことのできる社会を実現するため、埼玉県公労使会議の構成団体である県、国（埼玉労働局）、経済団体、労働団体が連携して、非正規雇用者の正社員化を支援する。

併せて、長時間労働の是正など企業における働き方改革を推進することで、誰もが働きやすい職場環境を整備するとともに、企業の人材確保や生産性の向上を実現する。

県は、非正規雇用者の実態調査、正社員化に関する相談に対応する窓口の設置、企業への専門家派遣などを実施し、非正規雇用者の正社員化及び企業の体制整備を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

埼玉県

② 事業の名称：働き方改革推進事業

③ 事業の内容

1 非正規雇用者実態調査の実施（1年目）

県内の非正規雇用者の実態を把握するため、県内企業 500 社、従業員 10,000 人を対象とした調査を実施する。調査結果については、埼玉県公労使会議の構成団体で共有し、各団体の非正規雇用者支援の取組に生か

す。

2 非正規雇用者の正社員化事業

・正社員化総合相談窓口の設置

県勤労者福祉課内に相談窓口を設置し、県職員が非正規雇用者等からの相談（同一企業内での正社員転換、正社員就職に関する相談等）に随時対応する。

また、SNS (Twitter 等) や小冊子の配布による情報発信を通じて、非正規雇用者の意識啓発を図る。

さらに、県内各地（県南部、北部、東部、西部、秩父等）で正社員化支援セミナー・個別相談会（計 10 回）を実施し、県内各地の非正規雇用者等に対して、正社員転換に必要な情報の周知やアドバイスを実施する。

・企業における正社員転換や働き方改革の取組支援

社会保険労務士など専門家を対象に研修を実施し、非正規雇用対策や働き方改革に関する知識の普及を図る（50 人以上）。

上記研修を受講した専門家などを企業に派遣し、就業規則の改正など正社員転換制度導入や長時間労働の是正など働き方改革に必要なアドバイスを実施する（300 回）。

また、経営者・人事担当者向けセミナー（計 10 回）を実施し、企業等への普及啓発を図る。

・正社員化推進年間キャンペーンの実施（1 年目）

県内 63 市町村、経済団体、労働団体等と連携して、県内全域で PR 活動（SNS による情報発信、県・市町村広報誌や経済団体会報への記事掲載、ラジオ等マスコミを通じた広報）を実施するとともに、キャンペーン期間に合わせて各種セミナー・相談会等を実施することで、非正規雇用者の正社員化に対する全県的な気運の醸成を図る。

・働き方改革普及事業（2～3 年目）

正社員化推進年間キャンペーンを発展させ、長時間労働の是正など働き方改革の推進を含めたキャンペーンとする。県内全域で PR 活動を実施し、非正規雇用者の正社員化や働き方改革の推進に向けた気運の醸成を図る。

また、県内 2 地域で市町村や商工団体と連携して「県内一斉ノー残業

デー」に合わせたモデル事業を実施し、ノー残業デーに取り組む企業等の掘り起し、ノー残業デーに合わせてサービスを提供する協力店の募集、協力店・サービス一覧マップの作成及び配布等を行い、その結果を広く県内に横展開する。

・ 埼玉県公労使会議の開催

県、国（埼玉労働局）、経済団体及び労働団体で構成される会議を開催し、非正規雇用対策や働き方改革について意見交換等を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

経済団体及び労働団体が自立的に非正規雇用対策及び働き方改革の推進を実施するよう政策誘導を行う。

【官民協働】

埼玉県公労使会議を通じて、行政（県、国）と民間（経済団体及び労働団体）が連携して非正規雇用対策及び働き方改革を推進とする体制を構築、各団体がそれぞれできることを実施し、その結果を共有することで、単独では実現できない成果を得ることを可能とする。

【政策間連携】

正社員化総合相談窓口を中心に、県の実施する様々な産業労働施策を活用して、非正規雇用者の正規雇用化及び企業における働き方改革の推進を実現するとともに、勤労者の職業能力の向上や企業の生産性向上など地域の稼ぐ力の向上を実現していく。

【地域間連携】

県内市町村と連携して事業を実施する。具体的には、正社員化支援セミナー・個別相談会の共催、働き方改革普及事業における広報・PR、モデル事業への参画等。

【その他の先導性】

特になし。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
非正規雇用から正規雇用等に転換した人数(人)	1,500	3,000	3,000	3,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)(社)	2,250	250	250	250
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合(%)	7.5	-0.3	-0.3	-0.4

	KPI増加分の累計
非正規雇用から正規雇用等に転換した人数(人)	9,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)(社)	750
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合(%)	-1.0

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、各年度の目標及びKPIの達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議(産業・経済界代表 4名、大学・教育機関代表 3名、金融機関代表 3名、労働団体代表 1名、メディア代表 2名、住民協働(NPO等)代表 2)

名 計15名)の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議の会議資料及び検証結果概要についてホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 89,916千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日(3ヵ年度)

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

・労働教育講座開催運営事業

事業概要：埼玉県労働セミナーや県ホームページ等を通じて、非正規雇用対策や働き方に関する情報を発信。

実施主体：埼玉県

事業実施期間：平成29年度～平成31年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

毎年度、各年度の目標及びKPIの達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議（産業・経済界代表 4名、大学・教育機関代表 3名、金融機関代表 3名、労働団体代表 1名、メディア代表 2名、住民協働（NPO等）代表 2名計15名）の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
非正規雇用から正規雇用等に転換した人数(人)	1,500	3,000	3,000	3,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)(社)	2,250	250	250	250
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合(%)	7.5	-0.3	-0.3	-0.4

	KPI増加分の累計
非正規雇用から正規雇用等に転換した人数(人)	9,000
多様な働き方実践企業の認定数(累計)(社)	750
県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合(%)	-1.0

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度8月末日までに、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議の会議資料及び検証結果概要についてホームページで公表する。